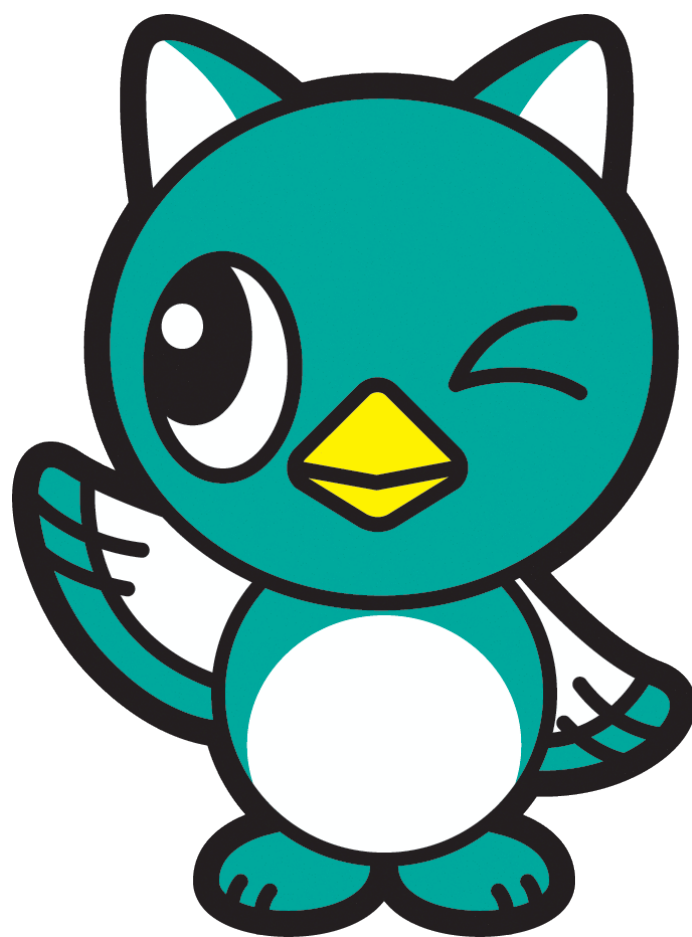


令和8年度
旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小
体育施設開放のしおり



八千代市イメージキャラクター「やっち」

八千代市教育委員会 文化・スポーツ課

旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校の 体育施設開放について

令和3年度末で閉校となった旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校の体育施設を、跡地の恒久的な利用方法が決まるまで、「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放に関する要領」に基づき、暫定的な施設利用として開放いたします。本施設は他校の体育施設とは利用方法が一部異なりますので、本資料をご一読いただきますようお願いいたします。

なお、恒久的な利用方法が決定した場合や、その他、施設の維持管理が困難になった場合等は事業を停止する場合があります。

開放の概要

1 団体登録要件

- (1) 体育施設の近隣に居住する小学生（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。）で構成する指導者及び責任者が明確、若しくは近隣に居住する者で組織する責任者の明確な、スポーツ活動を目的とする団体であること
- (2) 10人以上かつ5世帯以上の会員を有し、会員の過半数が八千代市内在住・在勤・在学であること。なお、年度当初の登録において、会員の3分の1以上が他団体の会員と重複する場合は同一団体とみなす。
- (3) 普通救命講習修了者（申請時点において講習後3年以内であること）または以下の条件を満たす者が、会員の中に2人以上いること。

- ①医師 ②歯科医師 ③看護師（准看護師を含む） ④救急救命士（消防士を含む）
- ⑤保健師 ⑥助産師 ⑦日本赤十字社の救急法の指導員認定証を持つ者
- ⑧日本救急医学会の講習を受講している者
- ⑨日本赤十字社の救急法の講習・実技を受講している者
- ⑩応急救護処置の知識を得ていることを証明できる者

※申請時点において、講習後3年以内の普通救命講習会修了証（2名分）の写しが添付されていない場合は申請受付ができません。

- (4) 営利を目的とする使用でないこと

2 開放施設

- (1) 旧阿蘇小学校：体育館
- (2) 旧米本小学校：体育館及び運動場
- (3) 旧米本南小学校：体育館及び運動場

※ 運動場の使用は、草刈りなどの維持管理ができる団体に限る。

※ 市内の小中学校及び義務教育学校の体育施設は使用方法が異なります。使用される際は「令和8年度学校体育施設開放のしおり」をご参照ください。

3 開放期間

- (1) 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 次の場合は施設を使用することができません。

① 8月中旬頃、12月28日（月）～1月3日（日）

② 市の事業等で使用する場合

※ 以下の日程は、市の事業等で使用するため使用できません。

【旧阿蘇小学校体育館】

毎週月曜日午後6時～午後9時

毎週木曜日午後6時～午後9時

毎週土曜日午前9時～午後1時

【旧米本小学校体育館・旧米本南小学校体育館】

6月6日（土）・7日（日）午前9時～午後6時

【旧米本南小学校体育館】

毎週金曜日午後7時～午後9時

③ 選挙事務で使用する場合

④ 施設の工事や保守点検を行う場合

⑤ 災害等により、避難所として施設を使用する場合

⑥ 特定の日に施設を使用したい団体から申請があった場合（単発使用）

4 開放時間

平日・土日・祝日を問わず、以下のとおりです。

体育館	午前9時から午後9時まで
運動場	4月～9月 午前8時から午後5時まで
	10月～3月 午前9時から午後4時まで

5 使用可能な種目

施設を使用可能な主な種目は以下のとおりです。その他の種目は文化・スポーツ課と協議する必要があります。

(1) 体育館

- ・バレーボール・ミニバスケットボール・バドミントン・卓球・体操・ダンス
- ・ニュースポーツ（インディアカ・ユニホッケー・ソフトバレーボールなど）
- ・武道（剣道・空手道・少林寺拳法・合気道・居合道・なぎなたなど）

(2) 運動場 ※運動場の使用は、草刈りなどの維持管理ができる団体に限る。

- ・少年野球・ソフトボール・少年サッカー・グラウンドゴルフ・ゲートボール

6 使用可能備品

市民体育館改修工事に伴い、市民体育館の一部備品を旧3校（旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小）に移動いたしました。改修工事完了後、移動した備品は市民体育館に戻します。

これに伴い、旧3校における使用可能な備品は下記のとおりとなります。

学校名	備品名	コート数	改修工事期間中の数	従来の数 (改修工事完了後)
旧阿蘇小学校	バレーボール用支柱	1コート	2本	2本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	卓球台		9台	0台
	ミニバスケットゴール	3コート	6か所	6か所
旧米本小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	インディアカ用支柱	2コート	4本	0本
	卓球台		10台	5台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所
旧米本南小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	1コート	2本	0本
	インディアカ用支柱	1コート	2本	0本
	卓球台		10台	0台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所

登録申請

学校体育施設を使用する際は、以下のいずれかの登録申請が必要です。

当初年間登録：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、許可を受けた時間枠で年間使用することができます。申請は1団体1校、週1回の使用に限ります。ただし、使用年度中において追加申請する場合は、この限りではありません。

追加年間登録：当初年間登録で申請のなかった時間枠を年間使用することができます。なお、申請があった時間枠については、年間登録済の団体と共同で使用することについて同意が得ている場合は、必要書類を提出することで年間使用することができます。

単発使用：特定の日付で1日だけ施設を使用することができます。【別紙1】参照。
※年間登録団体が、許可された時間内に試合などを行う場合は、【別紙2】を参照し、試合等届出書を提出してください。（令和8年8月分から変更）

【登録申請のスケジュール】

日 程	内 容
令和8年1月1日（木）	「広報やちよ」1月1日号 年間登録申請について掲載
1月13日（火）～1月30日（金）	申請書類配布 配架場所：市役所1F総合受付、文化・スポーツ課窓口 各公民館
1月19日（月）～1月30日（金） （土曜日・日曜日除く）	令和8年度年間登録申請受付 ※申請書は、1月30日（金）午後5時までに文化・スポーツ課窓口提出してください。（郵送・FAX・E-mail・教育委員会ポストへの投函は不可） 受付の際に下記の調整会議の日程表を配布します。
2月2日（月）～2月27日（金） （土曜日・日曜日・祝日除く）	調整会議 会場：教育委員会庁舎1階 第1・第2会議室 2階 大会議室
3月中旬～下旬	旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用団体登録証（以下「登録証」という。）・旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用許可書（以下「許可書」という。）を交付
4月3日（金）～	追加年間登録申請受付開始

※登録は単年度のため、複数年度にわたって使用していても優先的に使用できるものではありません。各自で市ホームページや広報やちよ等で登録申請のスケジュールを確認のうえ、申請書類を入手し、文化・スポーツ課までご提出ください。

1 当初年間登録

(1) 申請書類を文化・スポーツ課に提出

①旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用団体登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）

※責任者欄とその他の連絡先欄は同上とせず、別の会員を記入すること。

②会員名簿（氏名・年齢・住所・職業・電話番号を記入。※任意様式可）

※実際に活動する会員のみ記入してください。保護者や付き添いは記入不要です。

③旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用許可申請書（第3号様式。以下「許可申請書」という。）

④旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設管理指導員選任届・救命講習修了証届

※管理指導員は、施設の戸締りや清掃及び消灯の確認を行う施設管理に関する責任者です。会員の中から2人選任してください。

⑤同意書 ※責任者欄とその他の連絡先欄に記入した会員の押印が必要です。

(2) 調整会議への出席

年間登録申請をした団体を対象に、施設の使用方法や希望時間帯が重なった団体同士の調整を行うための会議を実施します。会議参加の際は以下の点にご留意ください。

①必ず責任者もしくは決定権のある代理人が出席すること。

②同じ時間帯に複数の団体の希望が重なった場合は、団体間で調整するものとし、決定が困難である場合には「くじ」で決定する。

③会議を欠席した場合は申請をキャンセル扱いとします。

(3) 登録証及び許可書の交付

文化・スポーツ課より登録証及び許可書を責任者宛てに郵送（3月中旬～下旬頃）

2 追加年間登録

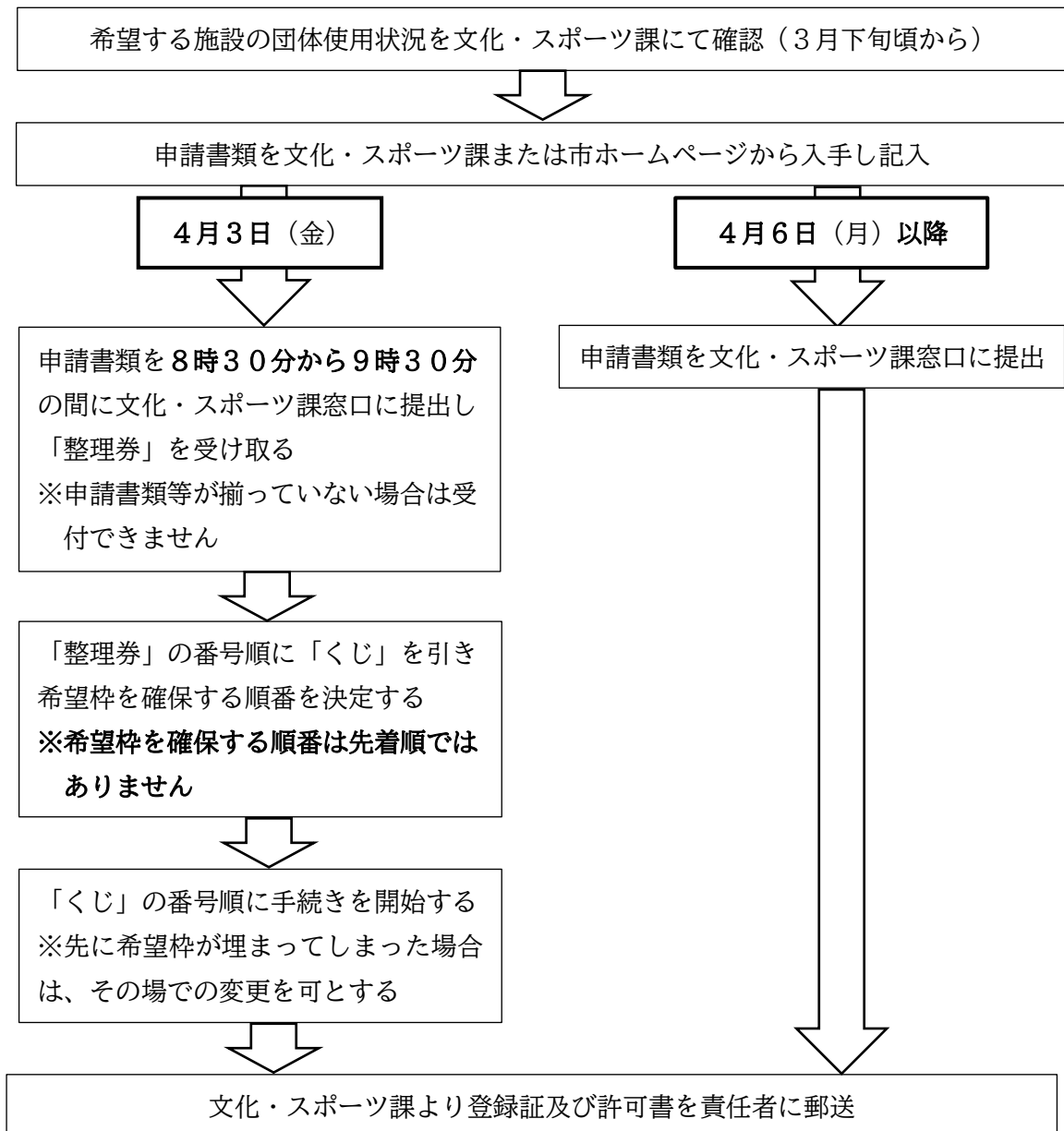
(1) 申請書類

- ① 「1 当初年間登録」(1)と同様の書類を文化・スポーツ課に提出
- ② 旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設共同使用同意書
※年間登録済みの団体と重複する時間枠に申請する場合、併せて提出すること。
(共同使用に同意する団体の責任者の押印が必要)

(2) 申請手続き

下記のフローをご参照ください。

※例年申請初日は大変混雑するため、申請初日の4月3日(金)と4月6日(月)以降で申請方法が異なります。なお、4月2日(木)以前の申請はできません。



3 当初年間登録及び追加年間登録団体共通事項

(1) 施設の鍵の貸出し

- ①登録証及び許可書の発行を受けた団体は、両書類と鍵の借用書を持参のうえ文化・スポーツ課窓口にて、施設の鍵の貸出しを受けること。
- ②鍵は各団体責任者が責任を持って管理すること。なお、鍵の複製は禁止とする。
- ③鍵を紛失した場合は、学校及び文化・スポーツ課へ速やかに連絡し、シリンダーの交換のうえ、学校、文化・スポーツ課及び他の使用団体の鍵を交換すること。なお、費用については鍵を紛失した団体が負担する。
- ④登録の取消しをする場合は、速やかに鍵を返却すること。
- ⑤責任者が変更になった場合には、「(3)登録内容の変更」手続のうえ、鍵の借用書を再度提出してください。

(2) 旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放日誌の提出

管理指導員は、活動日ごとの利用者数等を「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放日誌（体育館・運動場）」に記入し、文化・スポーツ課へ提出してください。

なお、4月から9月の活動分は10月に、10月から3月の活動分は翌年度4月に提出してください。様式は市HPよりダウンロードしてください。

提出方法：窓口・郵送・メール・FAX

(3) 登録内容の変更

責任者やその他の連絡先の変更、登録の取消し等、登録証・許可書の内容に変更が生じた場合には、速やかに「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設使用取消・変更承認申請書」(第5号様式)を文化・スポーツ課窓口へ提出してください。なお、責任者やその他の連絡先変更の場合は、上記の申請書と併せ、申請書類のうち「同意書」を再度提出してください。

(4) 使用許可の取消し

以下の行為が判明した場合、施設使用許可を取消します。

- ①虚偽の申請をしたとき。
- ②許可書に記載した事項と異なる使用をしたとき。
- ③使用上の注意事項を守らなかったとき。
- ④管理指導員の指示に従わなかったとき。

(5) 単発使用申請への対応

年間登録団体の単発使用申請への対応について、以下のとおりとします。

- ①「単発使用申請」に基づき施設使用を希望する団体がいた場合、原則として単発使用団体を優先するものとし、当該時間帯に年間登録している団体は活動を控えるものとする。ただし、同月内に単発使用団体からの申し出が複数あり、年間登録団体の活動を著しく妨げる場合は、申し出を断ってもよいものとする。
- ②単発使用申請手続きにおいて、日程調整のため、単発使用希望団体に年間登録団体責任者の連絡先を伝えることがあります。連絡のあった際は互いに調整すること。

使用上の注意事項

1 施設使用について

- (1)施設の使用は、当該団体が使用許可を受けた曜日・時間・会員登録した者のみに限る。
- (2)幼児同伴のときは、保護者が付き添うこと。
- (3)近隣住民への迷惑行為（路上駐車・喫煙・夜間の騒音等）を行わないこと。
- (4)学校敷地内及び学校周辺での路上喫煙も禁止とする。
- (5)学校敷地内では、火気の使用を禁止とする。
- (6)ゴミは持ち帰ること。
- (7)敷地内に設置している水道の水は飲めません。
- (8)学校敷地内で発生した盗難及び紛失等の責任は各自で負うものとする。
- (9)工事区域及び立入禁止区域には立ち入らないこと。
- (10)体育館の破損箇所に触れたり、バリケードを移動させないこと。
- (11)体育館の壁に向かって故意にボールをぶつけないこと。
- (12)ギャラリー付近カーテンの開け閉めは任意とする。必要に応じて使用時間後の活動団体とカーテンの開け閉めについて協議をすること。

2 駐車場の使用について

- (1)駐車場等を使用する場合は、予め指定された場所を使用することとし、運動場への乗り入れ、近隣商業施設及び路上駐車は禁止とする。
- (2)自動車の駐車は出来るだけ台数を減らすこと。

3 学校設備・器具等の使用について

- (1)施設に変更を加えないこと。
- (2)許可を受けた種目の器具以外は使用禁止とする。
- (3)固定施設（遊具等）及び付帯設備（放送設備等）の使用を禁止とする。
- (4)施設の消耗品（ボール、ネット、石灰（運動場のライン）等）の使用は禁止とする。
- (5)指定された器具（清掃用具）以外を使用する場合は、文化・スポーツ課の許可を得ること。
- (6)団体の用具等を施設に置くことを禁止とする。
- (7)体育館は土足での使用を禁止とする。また、運動場はスパイクでの使用を禁止とする。
- (8)運動場の状態が不良の場合は、使用を禁止とする。
- (9)指定施設以外の場所（近隣店舗など）のトイレ使用を禁止とする。
- (10)施設や備品の破損又は紛失の場合は、速やかに文化・スポーツ課に連絡し指示に従うこと。また、破損等の場合は、二次被害にならないよう応急措置をした後、団体の責任において速やかに原状回復し、後日事故の原因や修復経過等を「旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設開放事業事故報告書」にまとめ、文化・スポーツ課へ提出すること。

4 後片付け（清掃・施錠・消灯）

- (1)使用後は使用した器具等を元に戻し、きちんと掃除を行うこと。ペットボトル等のゴミは持ち帰ること。（運動場使用者が体育館内トイレを使用する際は、泥等の汚れに注意し終了後清掃を行うこと）
- (2)施設利用後は必ずトイレ清掃を行うこと
（複数の団体が同時時間帯に使用する（運動場を含む）場合は団体間で取り決めをする）
- (3)施設の消灯及び施錠をすること。
- (4)ラインを引いたときは、ラインを消すこと。
- (5)学校敷地内から退出の際には門を閉めること。
- (6)運動場の活動団体は、午後5時（10月から3月は午後4時）までに片付けを終えて必ず学校敷地内から退出すること。
- (7)運動場の活用団体は、体育館のトイレを使用する場合に体育館活動団体と調整のうえ、清掃を行うこと。
- (8)夜間活動団体は、午後9時までに必ず学校敷地内から退出すること。

5 施設設備の確認

屋内施設使用団体は、施設利用前と後に壁面、床、窓ガラス、電球及びトイレなどに設備不良がないか点検すること。設備不良があった場合は、文化・スポーツ課へ連絡すること。

6 熱中症対策

近年の夏季は、猛暑が続くことがあり、熱中症による健康被害が懸念されます。環境省より発表される「熱中症警戒アラート」などを参考にし、危険と判断される場合は、活動の中止を検討するなどの配慮をお願いします。

7 損害賠償

団体が、自己の責めに帰すべき事由により、体育施設又はその付属設備を滅失又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償するものとします。

8 スポーツ安全保険等への加入

施設使用時には会員の身体負傷など予期せぬ事態が起こりえます。特に近年では学校備品の器物損壊事故が多発しております。器物損壊の場合は団体にて費用弁償することとなるため、予め「スポーツ安全保険」等へ加入をお願いします。

連絡体制

1 施設を使用できない場合

- ・選挙事務により使用できない場合 → 学校体育館に掲示
- ・市の行事等により使用できない場合 → 市から団体責任者に連絡
- ・災害等により避難所として使用する場合 → 市から団体責任者に連絡
- ・施設の工事及び保守点検の場合 → 市から団体責任者に連絡

2 事故発生、施設・備品等破損、トイレ清掃関連の消耗品切れ、鍵の紛失の場合 団体責任者から学校及び文化・スポーツ課に連絡

※開庁時間外の場合は翌開庁時間に連絡してください。

連絡先

●平日（開庁時間 8：30～17：00）

担 当 課：八千代市教育委員会 文化・スポーツ課 スポーツ推進班

所 在 地：〒276-0045

八千代市大和田138-2

電 話 番 号：047-481-0305（直通）

F A X：047-486-4199

メー ル：supotul^{イチ}@city.yachiyo.chiba.jp

●夜間・休日（開庁時間外）

※連絡が速やかに取れない可能性もございます。

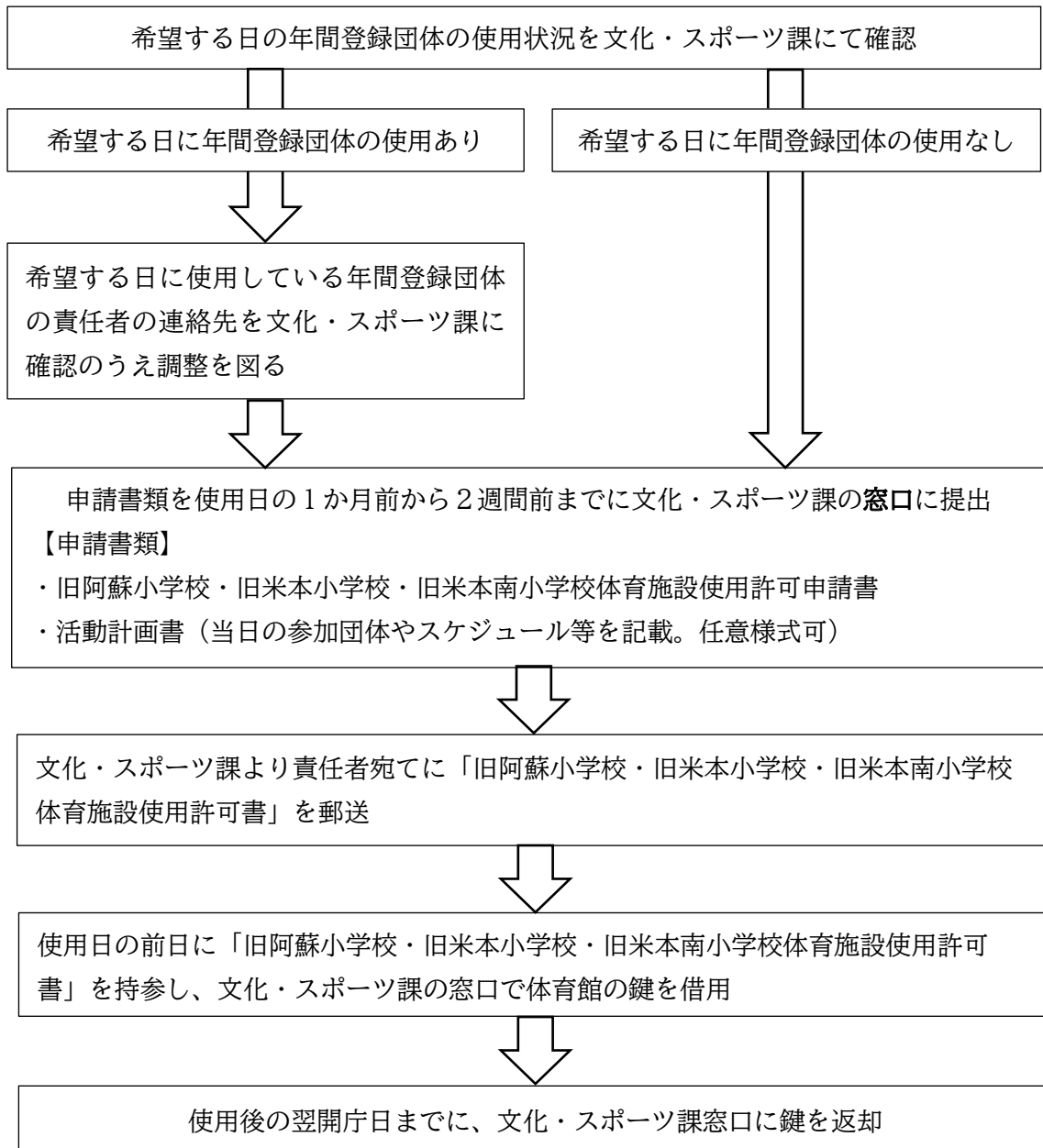
出来る限り、開庁時間に文化・スポーツ課に連絡願います。

※開庁時間外で緊急に連絡が必要な場合は下記に連絡してください。

連 絡 先：八千代市役所守衛室

電 話 番 号：047-483-1151（代表番号）

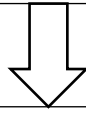
単発使用の申請手順について



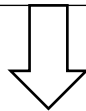
年間登録団体が試合等を行う場合の届け出について

年間登録団体が許可された時間内に試合等を行う場合には、下記の流れに沿って届出書を提出してください。

- ・ 試合等で来られる団体や個人に対し、使用上の注意事項を説明する。
初めて使用する人もいるため、注意事項の徹底を。
- ・ 駐車場を使用する場合、他施設（運動場や体育館）の使用団体と協議する。
通常使用よりも利用者が増えることが想定され、トラブルが生じている事例もあるため、必ず確認を。



「八千代市立学校体育施設等使用における試合等届出書」を使用日の**1か月前から2週間前までに**文化・スポーツ課に窓口・郵送・ファクス・メールのいずれかにて提出



試合等実施

※試合等の使用にあたっては、年間登録団体が責任をもって管理をしてください。

※試合等とは・・・(例)練習試合、体験会、交流会、発表会、卒団式など